

第3期奥州市障がい者計画(案)に係る意見公募(パブリックコメント)手続きの結果について

1 意見公募(パブリックコメント)手続きの実施概要

- (1) 意見募集期間 令和8年1月27日(火)から令和8年2月27日(金)まで
- (2) 閲覧場所 市ホームページ、福祉部福祉課及び各総合支所福祉担当グループ
- (3) 意見を提出できる方 市内に在住、在勤又は在学の方 又は 市内に事務所、事業所を有する個人、法人又は団体
- (4) 意見の提出方法 所定の「意見提出様式」により、郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出

2 意見の提出状況 提出者4人(うち団体2、個人2)、意見数18件

3 意見の対応区分と件数

- A:意見を受けて加筆・修正するもの …………… 5件
- B:既に記載済み又は対応済みのもの…………… 5件
- C:計画には反映せず、事業実施において検討するもの …… 7件
- D:その他、要望・意見・感想等 …………… 1件

4 意見とそれに対する検討結果

No.	意見の内容	市の考え方(回答)	対応区分
1	第2章 第2節 重点目標2 (1) 母子保健の充実の内容欄 「疾病や障害の…」は、「疾病や障がいの…」	ご意見のとおり修正いたします。	A

2	<p>第2章 第7節 重点目標4</p> <p>(5) 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進</p> <p>今回、防犯対策の推進が追加表記となったが、そもそも、この項目は「防災等安全対策の推進」であり、消費者トラブルの防止という施策は馴染まないと感じた。</p>	<p>「重点目標4 防災等安全対策の推進</p> <p>地域の防犯・防災の組織体制の確立を図るとともに、災害時における避難所の整備と充実に努め、災害に強いまちづくりを推進します。」を、</p> <p>「重点目標4 安心・安全な地域づくりの推進</p> <p>地域の防犯、防災の組織体制の確立を図るとともに、災害時における避難所の整備と充実、安全な生活環境を提供し、地域全体で安心して暮らせるまちづくりを推進します。」</p> <p>とし、防犯・防災だけでなく、全般的な安全対策を含む「安心・安全な地域づくり」を明確し、全体として幅広い安全対策が一貫して推進されるように修正いたします。</p>	A
3	<p>第2章 第1節 重点目標4(3) 第2章 第8節 重点目標2(3) 読書バリアフリーの推進(再掲)・文章の内容が意味不明(視覚による表現の認識が困難)</p>	<p>「視覚による表現の認識が困難な障がい者等に対する読書環境の整備を推進します。」を、</p> <p>「視覚障がいを持つ方や読むことが困難な方など、すべての人が読書をしやすい環境の整備を推進します。」とし、具体的に対象を明示し、誰に対してどのような環境を整備しようとしているのかを明確化するように修正いたします。</p>	A
4	<p>第2章 第3節 重点目標2(2)教育的ニーズに応じた就労支援の推進・進路指導について、視覚に障がいのある児童の保護者に対して、視覚支援学校の情報を提供してほしい。</p>	<p>該当する児童生徒がいる場合は、個別の教育相談などにおいて適切に情報提供を行っております。</p> <p>今後も一人ひとりの状況に応じた支援を行ってまいります。</p>	B

5	<p>第2章 第4節 重点目標1</p> <p>(2) 雇用の促進</p> <p>・障がい者の特性に配慮した雇用について、マッサージ師(視覚障がい者)をヘルスキーパーとしての雇用を企業に働きかけてほしい。</p>	<p>障がいを持っている方々の雇用拡大については、市としても重要な課題と認識しております。</p> <p>ただし、現状では具体的な働きかけの機会が限られているため、直ちに取り組むのは難しい状況であることから、今後、機会をとらえ、地域の企業に対して障がい者雇用の重要性について周知するよう努めてまいります。</p>	C
6	<p>第2章 第5節 重点目標2</p> <p>(2) 生活の場の確保</p> <p>①グループホームの整備や確保について、障がい別(視覚障がい者専用)のグループホームの整備や確保に努めてほしい。</p>	<p>共同生活援助(グループホーム)施設につきましては、様々な障がいのある方が自立を目指し、家事や入浴などの日常生活に必要な支援を受け、地域と関わりながら共同生活を送る場となっておりますので、特定の障がいに特化させるものではありません。</p> <p>ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	D
7	<p>第2章 第5節 重点目標2</p> <p>(2) 生活の場の確保</p> <p>④日常生活用具の給付について、利用者の経済的負担を考慮して現状の価格を踏まえ、給付をお願いします。</p>	<p>日常生活用具の給付につきましては、現時点で、給付額増額の想定はしていませんが、利用者の皆様のご負担を考慮し、現行の価格を反映させた給付額の見直しについては、県内各市町村の動向を慎重に見守りながら必要に応じて見直しを検討してまいります。</p>	C
8	<p>第2章 第7節 重点目標3</p> <p>(1) 交通関連施設、道路等の整備</p> <p>①誘導ブロックの設置について、定期点検・補修も取り組んで頂きたい。</p>	<p>現在も、誘導ブロック設置検討を行うなど安心して通行できる歩道の設備に努めることとしております。</p> <p>既に設置の誘導ブロックについての定期点検や補修に関する重要性は十分に理解しておりますので、このご意見については、担当課に申し伝えます。</p> <p>なお、損傷等がある場合は、維持管理課に連絡をお願いします。</p>	C

9	<p>第2章 第7節 重点目標3</p> <p>(2) 移動支援の充実</p> <p>①福祉乗車券事業について、料金の上昇に伴い経済的負担を考慮し現行料金を踏まえた助成事業継続をお願いします。</p>	<p>タクシー助成券(福祉乗車券)交付事業につきましては、料金の上昇に伴い、経済的負担を考慮することの重要性は十分に理解しておりますが、当事業は、市単独の助成制度であることから、今後の事業実施において、経済状況を注視しつつ、必要に応じて、適切な対応を別途検討し、利用しやすい事業の推進に努めてまいります。</p>	C
10	<p>第2章 第7節 重点目標2(1) 公共的建築物の整備②公共的建築物の整備について、市役所内の視覚障がい者用誘導ブロックの設置(せめて福祉課まで)をお願いします。</p>	<p>公共的建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設整備につきましては、施設整備・改修等の折に必要な取組を進めて参ります。本庁舎の視覚障がい者用誘導ブロックにつきましては、令和元年9月に修繕工事を行い、1階の総合案内を經由して2階福祉課までご案内できる状況となっておりますので申し添えます。公共施設利用に際してお気づきの点がございましたら、福祉課までお知らせください。</p>	B

<p>11</p>	<p>P26.27 重点目標1(4)発達支援システムの構築 重点目標2(1)就学相談体制の充実 (2)教育的ニーズに応じた就学支援の推進 P27.28 重点目標3(1)学校教育環境の充実</p> <p>※ 発達障がい名称を市独自で変える事を検討しては如何でしょうか。</p> <p>※ その上で、軽度の発達障がいに対応した切れ目のない相談支援体制の充実を望みます。</p> <p>理由等 程度の差は有るものの、多くの人々に発達障がいがあると思えます。</p> <p>その名称を変える事により、通常に成長していると思われる子どもでも、何らかの困りごと(コミュ障、感覚過敏(聴覚、光、匂い他)他)を抱えている保護者等が、もっと気軽に相談支援機関に繋がれると思います。</p> <p>相談支援に繋がることにより、子どもがいじめの対象になり難くなり、その結果 二次障がいに陥る人も少なくなるのではないかと考えられます。</p>	<p>ご意見のとおり、発達障がいに対する理解と支援の体制を充実させることは、重要な課題であると認識しておりますが、発達障がいの名称に関しては、国の法律や指針に則って統一的使用されているものであり、市独自に変更することは難しい状況です。</p> <p>このため、ご意見に沿うことができないことを何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>切れ目のない相談支援体制の充実については、「重点目標1 障がい児支援事業の充実」及び「ライフステージごとの支援体制」とおり支援を行ってまいります。</p> <p>引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>C</p>
-----------	---	--	----------

12	<p>P30重点目標2(3)障がい者雇用の推進 施策の方向の内容【施策の方向の内容】※ 長期で安定的な雇用の促進のために、職場における支援体制の確立が必須だと思います。障がいに応じた合理的配慮が不足している事業所が多いと思いますので、人員配置や研修機会の提供等の予算措置も必要ではないかと思います。</p>	<p>障がい者雇用につきましては計画案 P29「重点目標1 雇用の場の拡大」及びP30「重点目標2 一般就労への移行促進」にて方向性を記載しております。また、具体的な施策やサービス目標の取組については「障がい福祉計画」の定期見直しに合わせ、障がい福祉計画策定委員会において検討させていただきます。</p>	C
13	<p>P34 重点目標2(10)「親なき後」の多機関との連携</p> <p>【施策の方向の内容】 ※ 「…重層的支援制度等との関係機関と連携…」において、最低限求められる生活支援や入院、入所手続き、死後事務を提供する事業【終身サポート事業】設立が急務だと思います。障がい者に限りませんが…。</p>	<p>「親なき後」の施策等につきましては、来年度から奥州市地域自立支援協議会において、関係各機関と連携し、具体的な支援策を検討してまいります。</p> <p>今回のご意見については、今後「親なき後」の施策等の検討をする際に伝えてまいります。</p> <p>【「親なき後」の多機関との連携を「親なき後」の支援と修正】</p>	B
14	<p>第2章 第1節 重点目標4(1)聴覚障がい者福祉への関心と理解の啓発 (2)情報アクセシビリティの向上 は、そのとおりに。</p>	<p>(1)聴覚障がい者福祉への関心と理解の啓発は、No.16のご意見を反映いたしました。</p> <p>(2)情報アクセシビリティの向上は、ご意見のとおりといたします。</p>	A
15	<p>第2章 第1節 重点目標6(2)意思決定支援に係る研修の実施 「ろうあ者の手話による意思決定」</p>	<p>聴覚に障がいのある方の支援としまして「手話通訳者、要約筆記者等派遣事業」を実施しております。意思決定をする場面等、必要に応じて対応いたします。</p> <p>また、手話通訳者・要約筆記者の養成を推進し、派遣体制の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	B

16	<p>第2章 第2節 重点目標 4 聞こえない・聞こえにくい子どもとその家族に対して支援＝手話施策推進法特にも、聴覚に障がいがある子の親に対し、できるだけ早い段階で「手話は言語」であることを周知してほしい。</p>	<p>手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)(令和7年法律第78号)の施行及び岩手県手話言語条例に基づき、第2章 第1節 重点目標 4(1)①にて、「手話を学習することで、聴覚障がい者福祉への理解を深めるとともに、手話で簡単なコミュニケーションをとることができるレベルの人を増やす活動を進めます。」を「手話は言語であること」の周知及び手話に触れる機会を提供することにより、コミュニケーションが取れる人を増やし、聴覚障がい者福祉に対する理解と関心を深める活動を進めます。」と修正いたします。</p>	A
17	<p>第2章 第5節 重点目標 2 (2)生活の場の確保④ろうあ者は手話が必要。そのために手話のできる職員がほしい。手話通訳者(福祉課相談員)が留守の時、オンライン手話通訳をつけてほしい。</p>	<p>福祉課には、現在1名の手話通訳者が在籍しております。 各種事業、制度の説明及びお手続きの際は、「手話通訳者、要約筆者等派遣事業」を実施しておりますので、福祉課の手話通訳者が不在の場合にも、可能な範囲で対応します。様々な場面で手話通訳が必要な際は、事前に福祉課までご相談くださいますようお願いいたします。 ご意見にあります、手話通訳者が不在の際にオンライン手話通訳を導入して対応することにつきましては、現在、対面での通訳ができていること、また、手話通訳者の人材確保及び機器の整備等の課題もあることから、対応は難しい状況となります。 ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	B

18	<p>第2章 第7節 重点目標4</p> <p>防災等安全対策の推進(3)避難所の整備・充実②避難所の設置について、手話通訳者を配置してほしい。</p> <p>または、ろうあ者が集まる避難所の設置。</p> <p>もしくは、「この避難所には、手話通訳者がいる」ということができたら良い。</p>	<p>避難時における手話通訳者の配置については、手話通訳者の人数や派遣可能な範囲が限られていることから、すべての避難所に常時配置することは現時点では困難です。</p> <p>また、特定の障がい者に特化した避難所の設置についても、すべての避難者に対して公平な避難環境を提供する観点から、現時点では現実的ではないものと考えております。</p> <p>一方で、避難時における情報伝達やコミュニケーションの確保は、重要な課題であると認識しております。</p> <p>このため、避難所においてはコミュニケーションボードや筆談など視覚的手段の活用により、聴覚障害者を含むすべての避難者が必要な情報を得られるよう努めてまいります。</p> <p>また、状況に応じて手話通訳者の派遣など、必要な支援について関係機関と連携しながら対応を検討してまいります。</p>	C
----	---	---	---